

答申保第61号
令和3年1月7日
(諮問保第79号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報について不開示とした情報のうち、緊急通報処理票中の「犯人人着等」欄及び「逃走方向等」欄の項目並びに活動記録簿中の「時間」及び「勤務方法等」欄については開示すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、令和2年2月5日付けで「平成〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日迄の間に、私が近隣者から受けた犯罪被害の件で、鹿児島県警察に110番通報したことが分かる緊急通報処理票及び〇〇警察署、〇〇警察署の警察官が対応したことが分かる活動記録簿中の私に関する情報」の保有個人情報開示請求を行った。

これに対し実施機関は、令和2年3月3日付け鹿地第70号で、保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和2年4月28日付けで審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 緊急通報処理票の「犯人人着等」欄、「逃走方向等」欄について不開示としているが、審査請求人は事件の被害者であり、捜査に供して頂く為にも、審査請求人が通報した内容は知る権利があると考え。

イ 活動記録簿の開示を受けたが、審査請求人が警察に提出した証拠書類や手書きの事件の概要、参考資料等の添付資料がなかったので、開示してほしい。

ウ 対象情報が不開示にされれば、証拠の保全や隠滅を予防できる場合もあるが、恣意的に操作されれば、犯人隠避や隠ぺい工作、偽装工作の為に使われる場合がある。

エ この案件については、全開示して頂くことが公益につながるのではないかと考え、処分取消の裁決を求める。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

諮問実施機関から提出された諮問書、弁明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 対象保有個人情報

平成〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間に、審査請求人が近隣者から受けた犯罪被害の件で、鹿児島県警察に110番通報したことが分かる緊急通報処理票及び〇〇警察署、〇〇警察署の警察官が対応したことが分かる活動記録簿中の審査請求人に関する情報

(2) 不開示決定の理由

ア 氏名及び印影について、条例第13条第2号に該当し、開示請求者以外の個人に関する情報は原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

イ 「犯人人着等」欄及び「逃走方向等」欄について、条例第13号第5号に該当し、事件・事故等の擬律判断等に関する情報であり、公にすることにより、将来の捜査に支障を生じ、又は将来の犯行を容易にするおそれがある。また、警察がいかなる点に着眼して捜査等を行っているかに関する情報が含まれており、開示されることで、警察の犯罪の捜査等に関する特定事項等が明らかにされることになる。その結果、犯人及び証拠の発見・収集・保全などの捜査に支障を生ずるとともに犯罪行為を企てている者の犯行が容易となり、また、証拠の隠滅が図られるなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる相当の理由がある。

ウ 「時間」及び「勤務方法等」欄の一部について、条例第13号第5号に該当し、勤務種別に関する情報であり、公にすることにより、犯罪の予防その他の公共安全に支障を生じさせるおそれがある。

エ 証拠書類、手書きの事件概要等のような資料が活動記録簿に添付されることはなく、現実には、添付は認められない。

オ このような資料が提出されたのであれば、応急事件処理票や相談処理票等を別で作成し、添付することになる。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和2年5月25日	諮問を受けた。
7月10日	諮問実施機関から弁明書及び反論書の写しを受理した。
7月30日	諮問の審議を行った。(事務局による事案の説明)
11月18日	諮問の審議を行った。(諮問実施機関から処分理由等を聴取)
12月23日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象保有個人情報について

対象保有個人情報として実施機関が特定したのは、上記3(1)のとおり「平成〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間に、審査請求人が近隣者から受けた犯罪被害の件で、鹿児島県警察に110番通報したことが分かる緊急通報処理票及び〇〇警察署、〇〇警察署の警察官が対応したことが分かる活動記録簿中の審査請求人に関する情報」である。

実施機関は、上記3(2)のとおり、本件対象保有個人情報の一部が条例第13条第2号及び第5号に該当するとして不開示としたとしている。

審査請求人は、条例第13条第2号に該当するとして不開示とされた部分について、審査請求において特段の主張をしていないが、上記2(2)のとおり、本件処分を取り消すとの裁決を求めていることから、この点も含め、本件処分の妥当性について検討する。

イ 条例第13条第2号(第三者に関する情報)該当性について

(ア) 条例第13条第2号

条例第13条第2号本文では、「開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

また、同号ただし書において、「ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであつても、開示しなければならない旨規定されている。

- (イ) 緊急通報処理票及び活動記録簿中の警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の「氏名」及び「印影」の条例第13条第2号該当性

警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の「氏名」及び「印影」は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であって、条例第13条第2号の不開示情報に該当することは明らかである。

したがって、当該情報を条例第13条第2号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

- ウ 条例第13条第5号（公共の安全等に関する情報）該当性について

- (ア) 条例第13条第5号

条例第13条第5号は、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報と規定している。

開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所が、この号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否か、いわゆる相当の理由の有無について審理・判断するのが適当であり、このような規定となっているものである。

- (イ) 緊急通報処理票中の「犯人人着等」欄及び「逃走方向等」欄の項目の条例第13条第5号該当性

緊急通報処理票中の「犯人人着等」欄及び「逃走方向等」欄の項目について、実施機関は上記3(2)イのとおり、事件・事故等の擬律判断等に関する情報であり、公にすることにより、将来の捜査に支障を生じ、又は将来の犯行を容易にするおそれがあると主張している。

しかしながら、緊急通報処理票中の「犯人人着等」欄及び「逃走方向等」欄の項目については、犯罪捜査において一般的に想定される項目であり、これらを開示しても将来の捜査に支障を生じ、又は将来の犯行を容易にするおそれがあるとは考えにくい。

したがって、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるとは認められない。

- (ウ) 活動記録簿中の「時間」及び「勤務方法等」欄の一部の条例第13条第5号該当性
活動記録簿中の「時間」及び「勤務方法等」欄の一部について、実施機関は上記3(2)ウのとおり、勤務種別に関する情報であり、公にすることにより、犯罪の予防

その他の公共の安全に支障を生じさせるおそれがあると主張している。

当該部分について、審査請求人の事案に対応した際の勤務種別に関する情報が記載されている部分については、開示対象の情報であり、この事項だけでは具体的な勤務の内容について知ることは困難であり、それらを開示しても犯罪の予防その他の公共の安全に支障を生じさせるおそれがあるとは考えにくい。

したがって、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるとは認められない。

エ 対象個人情報の特定の妥当性について

審査請求人が上記2(3)イのとおり、審査請求人が警察に提出した証拠書類や手書きの事件の概要、参考資料等の開示を求めていることから、本件対象個人情報の特定の妥当性について判断する。

審査請求人が警察に提出したとするこれらの証拠書類等が活動記録簿には添付されることはないとする実施機関の説明に特段不合理な点はなく、念のため審査会事務局職員をして活動記録簿を調査させたが、これらの証拠書類等は添付されていなかった。したがって、上記2(1)の開示請求に対し、3(1)のとおり実施機関が活動記録簿を特定したことについて特段不合理な点はないことから、実施機関の判断は妥当である。

オ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付帯意見

本件の決定通知書の備考欄には「黒枠で白抜きされている部分は、開示対象となる情報（あなたに係る個人情報）ではありません。」と記載されている。これは、開示請求者が、この「白抜き」の部分については「開示請求の対象外の情報」であることが分かるようにするためであると考えられるところ、開示された文書では、黒枠が適切に示されているとは必ずしも言いがたい部分が散見される。実施機関においては、「開示請求の対象外の情報」を「黒枠で白抜き」する場合は、そのことが開示を受ける者に適切に理解されるよう、今後とも分かりやすい実施に努めることを要望する。

また、活動記録簿中の「時間」及び「勤務方法等」欄について、審査請求人への対応に係る部分以外は、開示対象となる情報ではない。